

刑事施設における労役場留置者数について(平成19年12月10日現在)

区 分		全 国 計	
罪 名	刑 法 犯	わ い せ つ ・ 姦 淫	7 (0.7%)
		傷 害	59 (5.7%)
		過 失 傷 害	85 (8.2%)
		暴力行為等処罰に関する法律	13 (1.3%)
		そ の 他	150 (14.5%)
		計	314 (30.4%)
	特 別 法 犯	売 春 防 止 法	2 (0.2%)
		麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	15 (1.5%)
		覚 せ い 剤 取 締 法	114 (11.0%)
		道 路 交 通 法	350 (33.9%)
		外 国 人 登 録 法	1 (0.1%)
		そ の 他	237 (22.9%)
		計	719 (69.6%)
	合 計		1,033 (100.0%)
留 置 期 間	30 日 以 下	74 (7.2%)	
	100 日 以 下	738 (71.4%)	
	200 日 以 下	110 (10.6%)	
	200 日 を 超 え る	111 (10.7%)	
	合 計	1,033 (100.0%)	

※1 「罪名」欄は、1人に2以上の労役場留置があるときは、最も長い労役場留置の期間にかかる罪名により、1の労役場留置に2以上の罪名があるときは、法定刑の最も重い罪名により、法定刑に軽重のないときはこの表に掲載する罪名の順序に従い上位の罪名に計上している。

※2 「留置期間」欄は、裁判において言い渡された労役場留置の期間により計上している。なお、1人に2以上の労役場留置があるときは、最も長い期間に計上している。